

令和6年度 第2回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和6年5月27日（月） 10時00分～11時45分

開催場所 生駒市役所 大会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、相川委員、清水委員、中尾委員、藤田委員、
生駒委員、平阪委員

（事務局）藤川地域コミュニティ推進課長、和田地域コミュニティ推進課主幹、桐谷
地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係長、沖本地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係員

【中川委員長】案件の1番、「自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討（全体）」について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料1」

・前文の逐条解説修正案について

【中尾委員】修正案の「関西屈指の」という表現に違和感がある。

【相川委員】前文には「関西有数の」とあるが、逐条解説になかったので考案した。

違和感があるなら解説の方も表記を合わせ「関西有数の」としてはどうか。

【平阪委員】「歴史や伝統産業と最先端科学の二つの顔を持つ」という修正案だと、「歴史」「伝統産業」「最先端科学」の3つの要素があるように読み取れてしまう。また、3段落目に新たに追加された「地域間競争」について、地域間という表現では生駒市内での競争を想起させる可能性があるため、「都市間競争」に変更したほうが良いと考える。その他に、「複雑多岐に渡る」ではなく、「複雑多岐にわたる」の方が一般的な

表記ではないか。

【中川委員長】では、逐条解説の 3 段落目を「生駒市は、豊かな自然や歴史、安全な住環境、交通の利便性に恵まれ、伝統産業と最先端科学の二つを併せ持つ関西有数の住宅都市として発展してきました。」と修正する。また、「複雑多岐に渡る」をひらがな表記に、「関西屈指の」を「関西有数の」に変更する。

【中尾委員】現行の解説の 5 段落目で、市内に通学や勤務する「者」を「人」という表記に変えたのはなぜか。

【相川委員】第 2 条の逐条解説では「人」という表記なのでそれに合わせ修正案を考案した。

【事務局】第 2 条の条文では「者」という表記を使っているが解説では「人」となっているため、全て「者」に変え、表記を合わせる。

・第 2 条の逐条解説修正案について

【事務局】前文の部分の議論でもあったように、「人」を「者」に変更する。

・第 4 条の逐条解説修正案について

【平阪委員】「お年寄り」という表現より「高齢者」の方が適切ではないか。また、「外国籍の人」とあるが、日本国籍を持っていても海外生活が長く日本語が堪能でないことも考えられるので、そうした方も含まれるような記載が良い。

【中川委員長】担当課に確認し、より適切な表記に変更されたい。

・第 8 条の逐条解説について

【中尾委員】「まちの将来を担うのは将来世代です。」という文が追加されているが、あえて記載する必要はあるのか。

【中川委員長】将来を担うのは必ずしも将来世代だけとは限らないのでこの表記は削ることとする。

【平阪委員】主権者意識を高めるための施策として選挙出前講座を挙げているが、18歳未満の人がまちづくりに参画する方法はたくさんあるはずなので、あえて選挙出前講座だけ記載することは違和感がある。また、「シチズンシップ共育」より「シチズンシップ教育」の方が一般的な表記ではないか。

【事務局】確かに「教育」の方が一般的ではあるが、「共に育てること」を大事にするべきだという議論が委員会であったため「共育」としている。

【中川委員長】市民へのわかりやすさを優先し「教育」にされたい。

【森岡副委員長】解説の修正案では市民自治協議会について触れているが、具体的すぎるので、もう少し幅広く地域活動への参画を促すような解説文に変更されたい。

・第11条の逐条解説修正案について

【藤田委員】情報の提供と共有だけではなく、公開についても規定した方が市民にとってわかりやすいのではないか。

【中尾委員】生駒市議会基本条例の前文では「信頼される議会として積極的に情報公開及び説明責任を果たす」と記載されている。

【中川委員長】表記を合わせるために情報公開についても追記されたい。

・第14条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第17条の逐条解説修正案について

【中尾委員】「市民の立場に立って」という文言が市民に誤解される恐れがあり、悪徳

事業者やクレーマーの過大な要求につながる恐れがあるため追記し補足することは理解できるが、あえて「要配慮者への配慮を怠らないこと」と記載する必要はあるのか。要配慮者だけに配慮すればよいと読み取られる可能性がある。

【森岡副委員長】「生活者目線」という言葉は科学的でない。誰が生活者にあたるのかははっきりしない。

【相川委員】市民の困りごとに寄り添い考えることは大切である。一方で、公務員はプロであり法律や規則に沿った対応が求められるため、ただ市民の立場に立つだけでは不十分だと考え修正を提案した。カスタマーハラスメントへの対策として「生活者目線」という文言を追加したのではなく、市民の困りごとに寄り添う意識が大切だという意味で追加した。

【中川委員長】「市民の立場に立って」とあるのは、市民生活の様々な現場に対する想像力を失わないようにするということを意味する。

【森岡副委員長】この一文が追加されることで、「市民の立場に立って」が生活者や要配慮者のどちらかの立場に立ってという意味に限定されてしまう。幅広く様々な市民の立場に立つ必要があるのに現在の修正案では対象者が限られてしまうため、最後の文は削除した方が良く考える。

【藤田委員】「生活者目線」ではなく「市民目線」とするのはいかがか。

【相川委員】自治基本条例第 2 条では市内に住所を有する者以外にも通勤や通学をしている人や市内で活動している団体も広く「市民」と定義しているため「生活者」の方が適切だと考える。市内で生活を営む人の感覚をつかむことは重要だが、業務の執行までそれに沿うこととなる可能性があるためこの一文を追加したほうが良く考える。また、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたこともあり、それについても記載するべきだと考えたが、障がい者のみに言及するとその他の要配慮者が含まれなくなってしまうためこのような表記にした。

【中川委員長】市民生活を送る様々な人の生活に対して想像力を働かせることを追記しても良いのではないかな。

【森岡副委員長】何のために市民の立場に立つのかというと、規則や条例で決められているから要望に応えられないと市民を切り捨てるのではなく、市民に寄り添い、創意工夫して対応していくことが求められているからだ考える。市民の立場に立つことのみが求められているのではなく、市民の立場に立ったうえで職務を遂行することが重要なのである。

【藤田委員】最後の一文はなくても意味は通じるのではないかな。

【中川委員長】この文を追加することでむしろわかりにくい解説になるのであれば削除されたい。

・第18条の逐条解説修正案について

【生駒委員】「権利の保証」を「権利の保障」に変更されたい。

・第21条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第27条の逐条解説修正案について

【相川委員】再興感染症もあるので、「新興感染症」ではなく、「感染症」という表記に変更されたい。

・第34条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第 35 条の逐条解説修正案について

【生駒委員】条文では「第三者による監査を実施する」と言い切っているのに対し、解説で「第三者による監査を実施することもあります」と書いてあるのは違和感がある。

【中川委員長】「第三者による監査を実施することができます」に変更することとする。

・第 40 条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第 46 条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第 47 条の逐条解説修正案について

【相川委員】オープンデータであれば情報公開だと思うが、なぜ「共有」と記載しているのか。

【事務局】単にオープンデータを公開するだけでは協働に繋がりにくく、データの活用を促進するためには積極的なアプローチ、情報共有が必要になると考え記載した。

【相川委員】国のオープンデータのガイドライン等で共有という言葉を使っているか確認し、表現を検討されたい。共有ではなく、普及という表現でも良いのではないか。

【生駒委員】生駒市のオープンデータには市内の昔の写真も掲載されている。その中には市民から提供された写真もあるはずなので、その観点では情報共有という見方もできるのではないか。

【事務局】表現について、検討する。

・第48条の逐条解説修正案について

【中尾委員】「適切な職員」という表現では、不適切な職員がいると読み取られてしまうのではないかと。個人情報など特定の職員しかアクセスできない情報もあるため「職員の誰もが」という表現に違和感がある。「誰もが」を削除するだけで良いのではないかと。

【相川委員】「担当職員」という表現で良いのではないかと。

【中川委員長】「担当職員」に変更することとする。

・第49条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第50条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。

・第51条の逐条解説修正案について

【委員】資料のとおりで異議なし。